福

児童を養育し 母子家庭 おられる方 障害のある

活用ください。 次の制度がありますので、

児童扶養手当

母にかわってその児童を養育 と生計を同じくしていない児童 に、支給される手当です。 している方の自立を助けるため を養育している母親、あるいは 父母の離婚などにより、父親

れます。 の、最初の3月31日まで支給さ 児童が18歳に達する日以後

支給対象外となる場合

- 国内に住所がないとき ・児童または母・養育者が日本
- ・児童または母・養育者が公的 年金(老齢福祉年金を除く)や

きるとき 遺族補償などを受けることがで

児童福祉施設 (通園施設を除く) に入所しているとき 児童が里親に委託されたり

合も含む) 婚姻関係と同様の事情にある場 児童が母の配偶者(事実上の に養育されていると

き

児童扶養手当支給額

(全部支給の場合)

月額 対象児童1人 41,720円 対象児童 2 人目 5,000 円 対象児童3人目以上の場 合は1人につき3,000円 加算

給停止となります。 じて、全部支給、一部支給、 されている親族などの所得に応 ※手当を受ける方、または同居 幸

現況届について

なくなります まま2年経過すると受給資格が 届の提出が必要です。 受給資格者は毎年8月に現況 未提出の

特別児童扶養手当

められる程度の障害のある20歳 身体または精神に、 政令で認

> 未満の児童を監護する父もしく の児童を養育している方に支給 は母、または父母にかわってそ

支給対象外となる場合

は養育者が国内に住所がないと 児童や、 父もしくは母、また

に年金を受け取ることができる 支給対象児童が、 障害を事由

るとき 通所施設は除く) 障害者更生援護施設など(通園・ 支給対象児童が、児童福祉施 知的障害者援護施設、身体 に入所してい

特別児童扶養手当支給額 (対象児童1人につき) 月額 障害が1級の場合 50,750 円

障害が2級の場合

33,800 円

り、支給されない場合がありま ※手当を受ける方、 されている親族などの所得によ または同居

所得状況届について

受給資格者は、 毎年8月に所

認定証 0

国民健康保険

の方) 限度額認定証の更新 (70歳未満

なくなります。 己負担限度額までの支払いとな 療機関の窓口に提示すれば、自 院した場合、限度額認定証を医 70歳未満の方が医療機関へ入 多額の現金を支払う必要が

更新 (75歳未満の方) 入院時食事療養費減額認定証の

窓口に提示すれば、 費は、 事の費用である入院時食事療養 医療機関へ入院したときの食 減額認定証を医療機関の その負担額

資格がなくなります。 提出のまま2年経過すると受給 得状況届の提出が必要です。 未 税世帯であることが条件です) が減額されます。

老人保健

認定証の更新(75歳以上の方) 限度額適用・標準負担額減額

す 非課税世帯であることが条件で 部負担金、 担額が減額されます。 の窓口に提示すれば、 養費は、 医療機関へ入院したときの 減額認定証を医療機関 食事療養費、 (住民税 、生活療 その負

ます。 限となっていますので、該当す 証は、すべて7月31日が有効期 る方は更新の手続きをお願いし 現在交付している上記の認定

給者証」·「老人保健医 定を行います 療受給者証」 国民健康保険高齢受 の定期判

ないことが条件です)

(国民健康保険税を滞納してい

は平成18年中の所得状況で判定 払う割合) (医療機関の窓口で医療費を支 毎年8月1日を基準日とし 医療費の一部負担金の割合 を判定します。 今回

(住民税非課